

15世紀から17世紀における フランス貴族の結婚戦略

——誘拐婚——

滝澤 聡子

はじめに

近世フランス貴族の特徴として、「帯剣貴族」と「法服貴族」あるいは「家系貴族」と「新貴族」といった貴族間においてカテゴライズされた社会集団があげられる。同じ貴族階級である第二身分に所属しながらも、両者の間には深い溝があったことはよく知られた事実である。とりわけ、「記憶でさかのぼれないほどの家系の古さ」⁽¹⁾を矜持として持っている家系貴族にとって、国王によって叙任された新貴族は、出自のいかがわしさにおいて第三身分（平民）と大差ないものであった。新貴族のほうでも、貴族叙任された事実が世間から忘れられたころ、ようやく貴族の仲間入りをはたしたのである⁽²⁾。

とはいえ、このように貴族間に存在する目に見えない溝は、第二身分と第三身分の間の溝ほどに越え難いものでは決してなかった。その根拠として、家系貴族と新貴族の間では、しばしば縁戚関係が結ばれていたことがあげられよう。第二身分と第三身分間の結婚は「メザリアンス」（身分違いの結婚）の典型として、秩序の崩壊を危惧する声とともに忌み嫌われたが、第二身分間内においての「メザリアンス」は、望まれるものではないにしても、世間一般的には大目にみられていた⁽³⁾。こうした結婚の橋渡し役として、重要な役割を担うのが女子相続人の存在である。

アンシアン・レジーム期のフランスにおいては、貴族の身分継承や動産、不

動産といった財産の相続は、男子の長子に有利な相続システムが確立されていた⁽⁴⁾が、後継ぎの男子に恵まれなくなることは、とりわけ15世紀から17世紀にかけて、頻繁にみられる現象であった⁽⁵⁾。その際には、男子の代わりに女子が相続人として、一族の家名と財産を預かることとなったのであるが、それは通常の長子相続であれば、家系の外に出ることもない名や財といったものが、女子相続人によって、結婚相手の家系にもたらされることを意味した。

女子相続人との結婚を望む者は、何も彼女の家系と社会的に同等の家系に属する人間に限らなかった。例えば、家門（名門）の貴族にとっては新貴族の家名など何のありがたみもないものであろうが、その財産は魅力的なものであったに違いない。また新貴族にとって、家系貴族の名前や紋章が、自分たちの出自に対する負い目を解消してくれるのに、抜群の効力を発揮するものであったはずである。つまり、女子相続人の所属する階級がどうであれ、どちらの集団も彼女を取り込むことによって、自身の家系に利益を生じさせることができたのである。

さて、女子相続人の結婚を調べてみると、幾度も遭遇する言葉がある。「拉致、誘拐」という語がそれである。アンシアン・レジーム期を通して、女子相続人は常に「誘拐」の標的であったようである。なぜなら、誘拐の目的は、現代社会においての主目的となっている身代金の獲得にあるのではなく、結婚にあり、さらにつきつめると、上でのべたように女子相続人との結婚によって生じる家系への利益があったからである。

女子相続人の誕生は、財産の彼女への一極集中と家系内に父親や兄弟といった男子のいない社会的に不安定な状態を意味したので、手っ取り早く所領や財産を増やしたい者にとっては、女子相続人を誘拐して結婚することは、法を犯す価値のあるものだったようである。一例をあげれば、〈青髭〉として有名なジル・ド・レは、1420年当時、フランス西部地方で最も金銭的に豊かな女子相続人を誘拐して無理やりに結婚している⁽⁶⁾。このように、女子相続人の結婚形態の中には、しばしば誘拐婚の存在が見え隠れしているのである。

さて、誘拐婚に対する研究は10年ほど前より、精密な検証がなされるよう

になってきた。グライルザマーは、中世末期のフランドルおよびブラバン地方の誘拐に関する法を体系的にまとめ、また実際の誘拐事件を紹介しながら当時のその地方の社会情勢を明確に浮かびあがらせた⁽⁷⁾。バンヴニストは、中世末期のフランスにおける誘拐事件の訴訟記録から法と政治の一体化への過程を指摘している⁽⁸⁾。アス＝デュボスクは、17世紀の人々の誘拐に対する捉えかたを文学作品や回想録、訴訟記録といった豊富な史料を駆使して明確にしている⁽⁹⁾。また、リボルディの研究は、1375年から1475年間にパリ高等法院が扱った誘拐裁判の記録から貴族社会の結婚システムを明らかにするものであった⁽¹⁰⁾。

本稿では、これらの研究から誘拐婚の全体像を把握することを目的として、中世から近世にかけて頻発した誘拐婚の実例を紹介しつつ、それが認められる社会背景の分析を含めて誘拐婚の概観を考察していきたい。

I 誘拐の事例

誘拐婚と一言でいっても、実際には非常に実態の見えにくい犯罪の1つである。なぜなら、誘拐された女性の家族は、女性の名誉を大事に考えることが多く、誘拐が公になることを嫌い、彼女をそのまま誘拐の実行者と結婚させて誘拐の事実をうやむやにすることが、多々あったと思われるからである。そのことを示唆する例として、15世紀の初頭に誘拐婚をさせられる羽目に陥った娘に対する親族の女性からの手紙をみてみよう。「いとしい娘、嘆くことはないのよ。そんなのたいしたことではないの。あなたは、優しくて素敵なんだん様を持ったのよ。彼とのお友達は、あなたのご両親と仲直りしました。あなたと彼の財産は1つになるのです」⁽¹¹⁾。こうした手紙が残っていたことにより、この手紙の受取人であるペリーヌ・ドロンの結婚が誘拐婚であったことがわかるのだが、公にされないでいるものの方が、はるかに多いであろうことは、慰めからとはいえ誘拐婚を「たいしたことではない」といってしまう当時の人の言動から察することができる。

それでは、このように公にはなりにくい誘拐婚が表ざたになるのは、どのようなときなのだろうか。それはその結婚を認めたくない被害者やその家族が訴訟をおこすなどするときである。そこで、まず公になった誘拐婚を紹介しながら、誘拐婚の一般的な進行過程をみていくことにする。

15世紀初頭のことで、父親をすでに亡くしていたイザボー・モルンは、母親のもとからルノー・ル・フォーコニエによって拉致された。モルン家側は、誘拐者側の主張するイザボーとルノーの結婚の無効を申し立てるために裁判に訴えた。検察側の調書は以下のとおりである。「ルノーが彼女をつかんだとき、イザボーは泣き喚き、彼をひっかき、できる限りの方法で身を守ろうとした。唐突に連れ出されたため、頭にかぶっていた頭巾は道に放られていた。狂ったように暴れまわるため、彼女はマントにくるみこまれ（運ばれていった）」⁽¹²⁾。「翌日、木曜日に（誘拐者たちは）娘にいった。《さて、（婚約）式を挙げねばならないな。》そして、そこにいた慈善修道士に、ルノーとイザベル（原文のママ）を婚約させるようにいった。（修道士は）イザベル（原文のママ）に、ルノーと婚約したいかどうかを尋ねたところ、彼女はしたくないと答えたので、仲介にはたちたくないと思い、他の仲介者を寄こす旨を伝えた。シトー会の修道士に（引き受けてもらえるか）尋ねてみると、彼は司祭ではないと答えた。そこで、マルレがルノーとイザボーの手をとり、それを重ね合わせて《これは婚約だ》といった」⁽¹³⁾。

以上のことから、裁判記録にみられる誘拐の実行者は、目当ての女性との結婚の承諾が得られないと、自分の親族や友人たちと仲間を組み、武装して、大抵は夜半すぎに女性の館を襲来し、抵抗する女性を無理やりに連れ去って、脅したうえ、翌日、適当な司祭の手によって結婚させる行動をとっていたことがわかる。

17世紀になっても、誘拐婚をもくろむ者の行動にルノー・ル・フォーコニエたちとの変化はみられない。シャルモワは、4万リーヴルの土地を有するサン＝クロワ殿の一人娘と結婚したいと思い、娘の拉致を謀った。パリで請願審理官を務めていたドルメツソンの記述は以下のとおりである。「怒り狂ったシ

ヤルモワは娘の拉致を企てた。ノートルダムの鐘が夜中の 1 時を知らせたときに、彼はサン＝タンジュのほか 5 人の男たちを伴って、乗りこんできた。(中略) 彼らは、マドモワゼルの部屋へ押し入ったが、彼女は修道女と一緒に屋根裏の薪の束の陰に隠れていた。しかし、男たちは彼女を見つけ、寝巻き姿にもかわらず、力ずくで引きずり出した。彼女は梯子にしがみついたが、彼らが引き剥がしたため、床を頭にしまっさかさまの状態を余儀なくされた。彼女は拉致に抵抗して、彼らの足元を蹴りつけた。すると彼らは、彼女に棒や拍車で繰り返し殴る蹴るの暴行を加え、また手を使えなくするために、腕を幾度も打ちつけた。彼らは娘を手のひらのように何もつけない裸のまま外へ引きずり出し、城壁の外へ出ようとした。彼女は梯子や城壁にしがみついたので、彼らは馬で彼女を引っ張っていった⁽¹⁴⁾。

このような女性の激しい抵抗にあう誘拐婚は「暴力的誘拐 (rapt violent)」と呼ばれ、この誘拐に対する刑罰は強姦に相当するものと定められていた。最も重いものでは誘拐犯への斬首刑が適応されることもあった。ただし、死刑が実行に移されることは滅多になく、ほとんどが永久追放と財産没収および「無法者」の烙印を押す刑であった。また、誘拐された女性に対しても彼女の相続権の放棄と全財産の没収が命じられる。ただし、女性が誘拐者のもとを離れることができ、家族のもとに戻ってきた場合には、相続権や没収された財産は元に戻された。また、誘拐の後、女性の家族が結婚を認めた場合には、両家系は「和解」した。誘拐者側は女性の家族に示談金を支払い、君主による恩赦が出され、誘拐者はおとがめなしとなった。

そこで誘拐者側は、結婚したという既成事実をたてに、自分たちの行動は暴力的な誘拐、つまり女性の同意のない誘拐婚とは違うのだという論で行動を正当化することとなる。次の史料は、「暴力的誘拐」を企て、被害女性の家族から訴えられた男性の弁護人による恩赦願いである。ギヨーム・ド・ヴォーは通りかかったギージー村で故ジャン・ド・カレの娘マリオンを見初めた。「彼には、彼女に不名誉の汚名を着せようなどの意図は一切ありませんでした。(中略) 若さと浅はかさから、彼は結婚に対する何のサインも出さず、彼女は

結婚に同意してくれるものと思い込んでいました。彼は、彼女に対する本物の愛ゆえに夜半、彼女が伯母と暮らすギージー村の屋敷に、彼女を連れ出し彼の妻とするためにやってきました。彼女に汚名や不名誉を着せようとは、彼は考えていませんでした。ギヨーム・ド・ヴォーは、マリオンを非常に丁寧扱い、また非常な敬意を払って、ギヨームの住むところまで案内しました。他に彼の友人が5-6人、護衛として剣を手にして脇を固めていましたが、誰に害をなすこともありませんでした。そしてそこで、マリオンはギヨームの親類にあたる婦人や令嬢たちの中で大切にされ、快適に思いました。しばらくたって、ギヨームは彼女自身と彼女に親しい友人10人の同意を得て、マリオンと教会で結婚しました⁽¹⁵⁾。

このように告訴側と被告人側の誘拐事件の解釈にはずいぶんと違いがみられる。両者の解釈の差は、結婚への同意がみられるか、みられないかに集約されることに注目したい。誘拐の実行者への激しい抵抗は、結婚への同意の欠如の有効な証拠となり得るので、結婚の無効を訴える側からは、ことさら女性が抵抗した様子を強調して述べる傾向にあった。脱げ落ち、捨てられた頭巾や女性のあげる「耳をつんざくような悲鳴」⁽¹⁶⁾は、無理やりの誘拐婚へ対する抵抗の象徴として、告訴側の調書に頻繁に挿入されている。一方、被告人側の反対意見陳述には、誘拐の実行者と誘拐された側は「意思と同意に基づいて」結婚したという言葉が切り札のように繰り返される。

結婚の同意の有無に、両者がこれほどまでに固執するのは、何を意味するのだろうか。誘拐という暴力的な（あるいは力づくの）犯罪が行われた事実を証明するだけでは、犯罪の立件に不十分なのだろうか。その点を明らかにするためには、法的な解釈をとりまく環境を考察する必要がある。そこで次節では、結婚に対する法的解釈をみていくことにする。

II 誘拐婚に関する法的解釈

結婚に関する法律は、12世紀ころより教会法と慣習法が主導権を争うよう

になったといわれている。それぞれは、どのような主張を展開していたのだろうか。

教会は、最初の教会法令集（1140年のグラティアヌス法令集）からすでに「誘拐」に対する定義づけを行い、世間にはびこる誘拐の風習を抑制しようと努めている。それによると、「誘拐」は4つの構成要素から成り立っていた。まず、第1は「暴力の使用」、第2は「連れ出し」、第3は「性的な関係」、そして第4が「同意の欠如」である⁽¹⁷⁾。

この第4の「同意の欠如」の「同意」こそが、教会の結婚の有効性に関する考えを代表するものであった。教会によれば、結婚は12歳以上の女子と14歳以上の男子の間の自由意志での同意に基づいた結びつきである。この教義は、その後も教皇アレクサンデル3世（在位1159-1181年）やイノケンティウス3世（在位1198-1216年）によって確認された。それによると、結婚は解消不可能な秘蹟であり、配偶者双方の同意によって成立する。この秘蹟は、両配偶者自身が教会で発する言葉によって完成されるとされた⁽¹⁸⁾。ただし、この結婚への相互の「同意」を重要視するあまり、教皇イノケンティウス3世は、誘拐婚においてさえも、「反対が同意へと変わったなら」誘拐者との結婚は認められると定めている（1200年）。つまり、教会法においては、誘拐という犯罪行為が結婚の絶対的障害として認められることはなく、それどころか、誘拐者に都合のいい法的解釈を提供することになっていったのである。

こうした教会法の結婚解釈に不満なのが貴族階級また都市のブルジョワ階級である。彼らは、結婚を家系同士の結びつきと捉え、また経済的、政治的、社会的な枠組の中における優位性を保つ手段として考える傾向にあった。家の存続を重視する彼らにとって、子供たちだけの意思で決定された自由結婚は、「メザリアンス」の恐れを伴うお家の一大事に相当したのである。そこで彼らが、活用したのがローマ法である。ローマ法においては、娘や息子の結婚は家長が一切の権限を有していた。また、「女性に対する権限を有する者の意図に反する」結婚は誘拐であるとも制定していた⁽¹⁹⁾。これは世俗社会側には好都合な法解釈である。家族の意にそまない結婚がなされたとしても、誘拐である

と法律に訴えることができるからである。

貴族やブルジョワ層に支持された結婚に関するローマ法は、12世紀後半より、それぞれの地方の慣習法のなかに入り込んでいった。13-14世紀において大半の慣習法では、未成年の年齢を女子は11歳から12歳まで、男子は14歳から15歳までと制定している⁽²⁰⁾。これは、教会法で婚姻年齢に達していないとみなされる年齢（女子12歳未満、男子14歳未満）とかけ離れたものではない。未成年者は父親の監督下に置かれ、父親が亡くなっている場合は、後見人が子供の監督を託された。そして、その間は、結婚も親や後見人の管理下におかれ、彼らの承諾がない場合、結婚は認められないと決められたのである。これによって、まず未成年の結婚に後見人が介入する権利が生じた。つまり、慣習法は、両配偶者自身の同意を結婚成立の絶対条件として掲げる教会法を表向きは尊重しながら、配偶者相互の同意と未成年の保護者の承諾を必要とする巧妙なものだった。この後、結婚に対する保護者の権限をより確かなものへとするために、未成年の年齢が引き上げられる。事実、15世紀から16世紀においては、男女とも成人は25歳と定められるようになり⁽²¹⁾、1556年2月の王令でアンリ2世は、女子25歳、男子30歳を成人と定めるにいたった。未成年の年齢を引き上げることで、保護者が結婚に介入できる期間がより長くなり、結婚に関する父権の強化をさらに推し進めていったのである。

こうした法の制定から明らかになるのは、「世俗社会の側は、身分の劣る者との結婚を社会秩序全体に対する脅威として」⁽²²⁾捉えるゆえに、暴力的な誘拐から始まる結婚を恐れただけでなく、自由結婚（その多くは秘密婚の形をとる）についても同様に「メザリアンス」の危惧をはらむものであることから、世俗の法においては「誘拐婚」と「自由（秘密）結婚」は同一視されていたことである。こうした解釈に立って、未成年（とりわけ女子）の保護者の承諾のない結婚はすべて「誘拐婚」として処理されるようになった。それと同時に、誘拐婚に対する罰則が明確化され、自由結婚は、ますます牽制されるようになった。

例えば、1556年のアンリ2世の王令以後、1579年5月のブロワ王令、1629

年1月のミショー法典、1639年11月26日の「婚姻の手續に関する」国王宣言、1697年3月の「婚姻の手續に関する規則を定めた」王令などでは、未成年者の結婚について、アンリ2世の定めた成人年齢をそのまま踏襲しつつ、さらに「この年齢を過ぎても子供は両親に意見を求める義務があること」「両親の同意なしに結婚した未成年者に対しては、民事上の制裁のみならず刑事上の制裁も加えられるべきこと」⁽²³⁾が定められている。相続権の剥奪と死刑を示唆するこうした制裁は、「暴力的誘拐」に対する罰則と重なったのである。さらに、両親の同意のない結婚は、「暴力的誘拐」ではないにしても「惑わしの誘拐 (rapt de séduction)」⁽²⁴⁾とみなされ、結婚契約の無効を宣言されている。

この世俗法に現れる2つの誘拐の違いについては、結婚にいたる過程が、暴力を伴って行われた、女子の同意に基づかない誘拐であると判断されれば、「暴力的誘拐」とよばれる。それについては、前節でみたとおりである。一方の「惑わしの誘拐」は両配偶者自身の同意はあるが、その家族が承諾しない結婚のことを指す。したがって、教会法でいう「誘拐婚」と「秘密婚」とともに「誘拐」という語でくくられているともいえる。世俗社会がめざした父権の強化は、このような形で現れてきたのである。世俗法により、家族にとって都合の悪い結婚、つまり自由結婚は「誘拐」の名で統一して処罰できる土壌が15世紀から17世紀にかけて徐々に形成されていったといえるだろう。

一方の教会法では、1563年のトリエント公会議第24総会においては「婚姻法改定についての教令 (タメットシ教令)」が採択された。誘拐婚に関する項目では「誘拐された未婚女性が誘拐者の支配下にある限りにおいての、誘拐者と彼女との」結婚は禁止されることが定められ、秘密婚に関しては「2人ないし3人の証人」の立会いのない結婚は、すべて無効であると定められたが、両親の同意のない未成年者の秘密婚については、「禁止する」が結婚の無効にはならないとされた。つまり、世俗法が誘拐による結婚契約は無効であると宣告したのに対して、教令では、秘密婚も含めた「拉致は婚姻支障の1つではあるが、婚姻を無効とする絶対的支障ではない」⁽²⁵⁾のであった。

III 貴族の結婚戦略としての誘拐婚

「世俗」と「教会」の誘拐婚に関しての法解釈の相違は、誘拐の「被害者」対「加害者」という対立だけでなく、「親」対「子」、「政略結婚」対「秘密婚」など家系の結婚戦略における立ち回りにまでおよぶことがある。法解釈に矛盾がある以上、こうした対立は避けられないともいえる。さて貴族は、こうした対立には、どのように対処していったのだろうか。そこでこの節では、誘拐婚のさまざまな立場にたった貴族の言動を紹介し、そこから誘拐婚が、どのように貴族の結婚戦略と密接に結びついていたのかを検証していく。

ガスパール・ド・シャヴァニャック伯爵は、はからずも誘拐の当事者となった自身の心情を1648年7月27日付の回想録に著している。「(父は)私にいった。《わしはお前にたいした物を残してやれそうもない。そこで考えたのだが、クルヴァル殿の娘でモンブリュン殿の未亡人と結婚させてやろう。大変な金持ちだぞ。》私は、それに同意し、父にまかせることにした。父は私の伴侶をさらうために15人の貴族たちと契約をかわした。(中略)私の使いの者たちは、夜中の2時頃にメニルにあるモンブリュン夫人の屋敷へ到着した。いつも通り、寝室に向かおうとしていた夫人は、このような一団が入り込んできたことに対して大変、驚いた。(中略)夫人は、月並みな抵抗をしてみせた後、連れ去られた。(中略)ついに、私は部屋へよばれた。だが、女を見たときの私の驚きは、如何ばかりであっただろう。私にさだめられた女は、年老いていて、恐ろしいほど醜い上に馬鹿っぽく、精気のかけらも見当たらないときていたのだ！私は彼女に対して耐え難い嫌悪感を抱いた。(中略)私は、(この結婚を)降りようと思っていたところ、両親や親族が私の決意に気づき、思いとどませにかかった。(中略)最終的に、私は彼女を妻に娶った。私たち2人は、どちらも意に反して結婚したのである。つまり、彼女は全財産を私に譲渡し、私はそれを受け取るという、自分たちに課された役割を果たすために」⁽²⁶⁾。

以上は、当事者双方が望まない誘拐婚の事例である。ここで強調されるのは、父親の権力の強さである。両配偶者の意志は完全に無視されている。重要なのは、父親つまり家系の意志である。貴族が、自身の家系にとって望ましい縁戚関係を求めるために、子どもの配偶者選びに介入してくるのは、法の制定の流れからも明らかであったが、ここでは、家系を繁栄させることを第一の目的とするための結婚戦略を背景とした「暴力的誘拐」までもが生じている。言い換えれば、貴族に特有の家系意識こそが誘拐婚の要因となっているのである。子どもに良い配偶者を得させるためなら、その手段が合法であろうが非合法であろうが、彼らは頓着しなかったのである。

また貴族は、「暴力的誘拐」と「惑わしの誘拐」を家系が望まない子どもたちの結婚に対して、うまく使いわけてもいる。通常、世俗の法廷において、「惑わしの誘拐」が適応されるということは、この誘拐婚が、家族の賛同を得られなかった未成年者の同意に基づく結婚であったことを示唆するものである。彼らは、これをどう逆手にとったのだろう。そこで、15 世紀前半にパリの高等法院において「惑わしの誘拐」と判決が下された事例をとりあげてみることにする⁽²⁷⁾。

ジャンヌ・ド・カッセル（12 歳）は、父親を亡くし、後見人である伯父ユッソン・ド・カッセルの保護下にあった。彼女は、隣人のエキュイエの称号をもつ貴族、ロバン・ド・ワストパストと恋に落ちたので、1433 年にまず婚約をし、その後リエージュで秘密に結婚しようと船でリールにまで駆け落ちを企てる。ロバンの言い分によれば、彼はジャンヌの要請に従って、彼女との結婚に同意し婚約をした。ロバンは、ジャンヌの親族に結婚の了解をとらなかったため、ユッソンが裁判所へ訴えをおこし、この事件は明るみにでる。ユッソンはジャンヌが未成年であったことから、彼女の結婚への同意は責任能力の欠如ゆえに認められるものではないとその論を展開させる。これに対して、ロバンは「結婚した段階では、彼女は 13 歳になっていたのです、彼女には自分の意思に基づいて結婚する権利がある」と反論する。最終的にパリの高等法院は、教会法による結婚の秘蹟に鑑みて、この結婚の合法性は認めた。それでは、教会

の推奨通りに、愛し合う2人は障害をものともせず初志を貫きとおした、の
だろうか？

この事例では、ジャンヌの伯父ユッソンは、ジャンヌが結婚に同意したことは否定せずに、年齢による責任能力の欠如から結婚の違法を訴えた訳であるが、裁判所をはじめとする世俗社会においては、この事件を家族の反対にあった未成年者の同意に基づく結婚である「惑わしの誘拐」であると受けとめたのは当然である。そして、リールの慣習法では、「惑わしの誘拐」への罰則は、誘拐婚に同意した娘に対しては、相続権の放棄と彼女の全財産を最も近親の人間へ譲るとされるものであった。裁判記録によると、被告人側は「(ジャンヌの) 家族はおおっぴらには2人の結婚に反対していなかった」⁽²⁸⁾と証言している。実は最もうまく立ち回ったのはユッソンであったといえるのではないだろうか。彼は、ジャンヌが廃嫡されても仕方がないと誰もが認める結婚を画策したうえで、傍系にあたる自身の家系を主流に乗せることのできるこの機会を逃さなかったのである。

さて、一般的には「惑わしの誘拐」が適用される例は、両配偶者間の社会的身分の開きが大きい場合に顕著であるようである。例えば、裁判において「惑わしの誘拐」があったことを証明する際にも、両配偶者間に身分差が無い場合、「惑わし」は「確かではない」とされる⁽²⁹⁾。しかし、身分差が明らかな場合は、「メザリアンス」を恐れる家族の思惑通り「惑わしの誘拐」が即座に適用されたのである。以下は、その一例である⁽³⁰⁾。

1659年、アミアンの財務官レトック殿は、息子が洗濯女と結婚したために「惑わしの誘拐」を裁判所に訴え出る。両配偶者ともに成人年齢に達しており、家族の同意のない未成年者の結婚に適用される「惑わしの誘拐」は、もちだせないはずであった。しかし、アミアンの教会において行われた結婚の知らせが花婿の父親の耳に入るや、彼は「(これは) 息子を狙った誘拐であり、(息子は) その悪巧みによって不意をつかれ、籠絡されてしまったのだ」と洗濯女を糾弾し始めた。同時に父親は、教会法がこの結婚を認めたことに対しては、教会の越権行為を主張し、息子の結婚無効の申し立てをおこなった。

父親の弁護人ピランは、以下のように主張する。「手管を使って誘惑する者から子弟たちを守る術はない。彼らは、あの目に絡めとられてしまうのだ。そうなると父親は、もはや子弟たちの心中および財産管理における主ではなくなる。こうした無秩序は、人々の内にも多大な影響を与える。従って、法は絶えず告訴人である父親側を擁護してきた。彼らは、自身の家系の不名誉となる結婚によって侮辱されたのである」。

娘側の弁護人のそれに対する反論は、神聖なる結婚を人の手によって無効にさせることは言語道断であるとする教会法の見解を強く主張するものであった。「第 1 に、生れと財の不釣り合いは破談の理由とはならない。第 2 に、父親の同意が欠如しているというが、(中略) 一度、結婚契約が、それも成人である息子によってなされたとなると、結婚は継続させなければならない。教会もそれを認めている。なぜならば、両親の同意は、秘蹟の要素として必要不可欠なものではないからである。アンリ 2 世の王令は、男子 30 歳以上、女子 25 歳以上の成人年齢に達した子どもたちに対しても、その結婚の際には父母の同意書を要求したが、(同意書がなければ) 結婚が無効になるとは述べていない。ただ相続権の剥奪を定めているだけである」。

高等法院の次席検事であったピニオンは、「通常ならば、父親が成人の息子の結婚に対して、父親の同意がないからといって息子の誘拐および教会の越権行為を訴えることを受理することはあり得まいが、(中略) しかしながら、この訴訟事件の状況を全て鑑みると、父親の同意の欠如や娘の出自の劣ることによる息子の家系との不釣り合いの状態(での結婚)は、売春行為に相当するものとして糾弾せざるを得ない」と父親側の申し立てた結婚の無効を支持した。

教会の越権行為を訴えた側の主張によって結婚の無効は認められた。レトック殿の息子に対しては、400 リーヴルを囚人たちへのパン代としての施しに、1,600 リーヴルを娘への慰謝料として支払うことが決定された。また娘にも、支払われる慰謝料のうち 400 リーヴルは、息子同様に施しに使用することが課された。

ここにおいて、両配偶者は成年であったにもかかわらず、「惑わしの誘拐」

が適用されることとなった。判決の結果だけを見れば、女性への慰謝料の支払いが命じられていることや、両者、同額の罰金刑が課されていることから、けんか両成敗とみなす向きもあろう。また、**2,000** リーヴルで、家名の恥辱がぬぐえたとみるか、思惑通り **1,200** リーヴルを手に入れたとみるか、それもいろいろな解釈が成立する。しかし、明確なのは、「惑わしは、両者の間に身分差がある場合には、より明白となり、より確定的とされる」⁽³¹⁾ ことである。同格の家系同士の男女が、両親の意図に反して駆け落ちをしても、世俗社会は、教会法の認める「自由恋愛」を考慮に入れる。しかし、男女間の身分差が歴然としてある場合には、「自由恋愛」は「誘惑」「たぶらかし」「売春行為」と受けとめられたので、結婚を無効にすることさえ容認されたのである。

おわりに

貴族は、誘拐婚に対して世俗社会がもつイメージを最大限に利用した。例えば、「暴力的誘拐」に関しては、嫌がる女性を無理やりにさらって結婚するというこの誘拐婚に特有のネガティブな印象をさらに強めるため、女性の抵抗の様子を詳細に描写してみせ、教会法の認める両配偶者自身の同意に基づく結婚とはかけ離れたものであることを提示した。そうかと思えば、女性の抵抗には触れずに完遂された結婚の有効性を主張することもある。それには教会法をもちだせばよかった。いずれの場合も、よりよい縁戚関係を求めるための戦略として作動した。

兩人同士による自由意志での同意に基づいた結婚に対しては、未成年者の保護者の承諾のない結婚を「惑わしの誘拐」と名づけて罰則を定め、子どもたちの結婚に家系の意志が反映されることを推し進めていったが、この誘拐婚のもつ「同意に基づいた結婚」のイメージを利用することもあった。例えば、女子相続人の後見人が、彼女の代わりに自身が家系の主となることを画策したときには、「惑わしの誘拐」を訴えて、娘から相続人の資格を奪い取り、新当主としての自身の正当性を社会に確認させることもできた。

また、両配偶者の身分差が顕著な結婚でも貴族は、身分の劣る者が良家の子弟（子女）を誘惑し、結婚を画策するものと捉えるこの結婚に対する世俗一般のイメージを利用して、成人に達した子どもの同意に基づいた結婚を無効とさせることに成功している。

以上のイメージは、世俗社会の結婚への一般的な意識を反映しているといえよう。アス・デュボスクが、貴族の結婚に関して「男子は（中略）自身の社会的地位より低い立場の者と結婚することも可能であった。それは、彼の家系を（経済的に）豊かにするのに有用であった。一方、結婚した女性は、夫の家系の地位に基づき、結婚によってある意味《上昇》する。新しく結ばれた縁戚関係は彼女の家系に恩恵をもたらすのである。その逆のパターンはない」⁽³²⁾と述べているように、女子の下降婚（男子の上昇婚）は、一般的には考えにくい背景が確かに存在した。この固定された観念が覆されることがあるとすれば、それは誘拐（暴力を用いるものであれ自由意志に基づくものであれ）によってであったといえる。つまり誘拐婚は、ある程度定まった社会通念の抜け穴だったのである。

以上の事柄を総括すると、貴族は誘拐婚を予防するために子どもの結婚に介入できる権利を確立しながらも、同時に誘拐婚を利用して自身の家系に有益となるよう結婚戦略を展開させていったといえる。いうなれば、誘拐婚には貴族の結婚戦略における攻撃と防御の両側面が集約されているのである。

注

- (1) G. A. de la Roque, *Traité de la noblesse et de toutes ses différentes espèces*, Rouen, 1735, préface.
- (2) 阿河雄二郎「ルイ十四世時代の『貴族改め』の意味」、服部春彦・谷川 稔編『フランス史からの問い』、2000年、52頁。
- (3) J. B. Wood, «Endogamy and Mésalliance, the Marriage Patterns of the Nobility of the Election of Bayeux, 1430–1669», *French Historical Studies*, Vol. 10, No. 3, 1978. を参照。
- (4) M. Nassiet, *Parenté, noblesse et états dynastiques XV^e–XVI^e siècles*, Paris, 2000, pp. 48–50.

- (5) 理由としては、子どもの死亡率と軍役従事による成人男性の死亡率の高さがあげられる。
- (6) M. Nassiet, *op. cit.*, p. 199.
- (7) M. Greilsammer, «Les familles en guerre contre la doctrine consensualiste», *L'envers du tableau. Mariage et maternité en Flandre médiévale*, Paris, 1990, pp. 65–85. et «Rapt de séduction et rapt violents en Flandre et en Brabant à la fin du Moyen Âge», *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, 56, 1988, pp. 49–84.
- (8) H. Benveniste, «Les enlèvements : stratégies matrimoniales, discours juridiques et discours politique en France à la fin du Moyen Âge», *Revue historique*, 283/573, 1990, pp. 13–35.
- (9) D. Haase-Dubosc, *Ravie et enlevée*, Paris, 1999.
- (10) G. Ribordy, “*Faire les nocces*” : *Le mariage de la noblesse française (1375–1475)*, Tronto, 2004.
- (11) *Ibid.*, p. 22.
- (12) *Ibid.*, p. 22.
- (13) *Ibid.*, pp. 49–50.
- (14) D. Haase-Dubosc, *op. cit.*, p. 52.
- (15) G. Ribordy, *op. cit.*, pp. 21–22.
- (16) M. Greilsammer, «Les familles . . . », p. 72 et p. 78. 15 世紀にブリュッセルで下された判決では「悲鳴をあげなかった」ことにより誘拐者との結婚に同意したと解釈された実例も存在する。
- (17) H. Benveniste, *op. cit.*, p. 16.
- (18) F. ルブラン (藤田苑子訳) 『アンシアン・レジーム期の結婚生活』慶應義塾大学出版会, 2001 年, 10 頁。
- (19) H. Benveniste, *op. cit.*, p. 16.
- (20) M. Greilsammer, «Rapt de séduction . . . », p. 55.
- (21) *Ibid.*, p. 56.
- (22) F. ルブラン前掲書, 15 頁。
- (23) 同上, 22 頁。
- (24) 子どもが自由意志で結婚した場合に、その結婚を承知しない家族側が「子どもは惑わされて連れ出されたのだ」と主張することからこうよばれる。家族が結婚に介入できるのは表向きは未成年者に対してだけであったので、「惑わしの誘拐」は家族の反対する未成年者の結婚を意味することとなった。
- (25) F. ルブラン前掲書, 22 頁。
- (26) D. Haase-Dubosc, *op. cit.*, p. 93.

- (27) G. Ribordy, *op. cit.*, pp. 19–20, et p. 81.
- (28) *Ibid.*, p. 29.
- (29) D. Haase-Dubosc, *op. cit.*, p. 150.
- (30) *Ibid.*, pp. 152–156.
- (31) *Ibid.*, p. 150.
- (32) *Ibid.*, pp. 21–22.